

戦間期日本における失業問題とアジア労働市場

——満州移民を中心に——

加 藤 道 也

Unemployment in Japan and the Asian Labour Market
in the Interwar Years

KATO Michiya

abstract

In this paper, we try to clarify the significance of migration policy and its changing character in the interwar period in relation to unemployment problem. It started to emigrate Japanese to other countries but couldn't succeed. After 1925, the Unemployment Relief Work began to ameliorate unemployment problem but it just deteriorate situation because Korean immigrants occupied considerable proportion in the scheme unexpectedly. Therefore, government at that time tried to emigrate Korean people, who tended to immigrate to mainland Japan, to Manchuria in order to reduce the pressure of over-population in mainland Japan. When 'Manchukuo' was created in 1932, this trend was enforced. As a result, this policy influenced on the Asian labour market in the great extent and changed the nature of it.

1. はじめに

近代化の過程においては、増加する人口に経済発展が追いつかず、国内での生活を捨て、より豊かな生活を求めて移民する日本人は少なくなく、これらの移民に関する研究も豊富な蓄積をもっている¹⁾。しかし、第1次世界大戦後に顕著に論じられるようになった失業問題と移民との関係を扱った研究はいまだ少ないと言わざるをえない。また、従来の研究では、移民の主体として日本人を中心にしており、当時日本帝国内に組み込まれ、「日

1) 代表的な先行研究としては、満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』龍溪書舎 1976年、鈴木隆史『日本帝国主義と満州（下）』塙書房 1992年、山田昭次編『近代民衆の記録 6 滿州移民』新人物往来社1978年、浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』時潮社 1985年、高橋泰隆『昭和戦前期の農村と満州移民』吉川弘文館 1997年、などがある。

本人」であった植民地朝鮮および日本内地の朝鮮人をも視野にいれたものは少ない²⁾。

失業政策としての移民政策は、いまだ失業対策の体系整備が議論されていた1920年代前半に、第1次世界大戦後の不況によって生じた「過剰人口問題」を解決するための方策の一つとして登場した。1925年から失業救済事業が始まると、失業政策はこれを中心としたものになっていったが、同時に植民地朝鮮からの同事業への登録・就労が問題となり、政府は対応を迫られることになった。

朝鮮人労働者の日本への移動は、1910年の「日韓併合」以降増加し、朝鮮における「土地調査事業」の進展による農業人口の賃金労働化、1920年以降の「産米増殖計画」による朝鮮人農民の貧困化という背景をもっていた。「日韓併合」後、朝鮮人は自由に内地へ渡航できたが、1919年4月に出された朝鮮総督府による「旅行取締規則」によって旅行目的、旅行地などを警察署に届け出て交付される「旅行証明書」が必要となった。しかし、この規則は、移住移動の自由を阻害するものとして批判を浴びたため、1923年12月に撤廃され、再び「自由渡航制」となった。しかし、第1次世界大戦後の不況により、1925年からは、内地における日本人労働者の失業を回避し、同時に、内地における朝鮮人労働者の窮乏を回避するという名目の下、釜山港において、(1) 就職口の有無、(2) 日本語を解するか、(3) 十分な所持金があるか、といった基準による「渡航阻止制」へと転じた。しかし、こうした朝鮮人の移動制限の効果は限定的であり、日本在住の朝鮮人数は、1910年の1500名から1920年の約30,000名、そして1930年の約300,000名へと急激に増加していった³⁾。また植民地朝鮮における窮状を背景に、朝鮮人の満州移民は、朝鮮総督府の移民推進政策や「満州国」の成立による流入障壁の消失によって増加していった。流入者数は、1932年から増加し始め、満州における朝鮮人人口は、1930年の607,000人から1940年の1,309,000人となっていったのである⁴⁾。

本論文では、近代国家として、当時の欧米先進諸国と同様、植民地や影響力を及ぼしうる地域を獲得した日本が、国内の社会問題である失業問題を、日本の植民地や日本の影響力が大きかったアジア諸地域における諸政策とどのように関連づけていたのか、それは当

2) 松村高夫「日本帝国主義下における植民地労働者－在日朝鮮人・中国人労働者を中心にして」慶應義塾経済学会『経済学年報』10号 1966年、同「日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について」『三田学会雑誌』63巻6号 1970年6月、また近年の研究としては西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』東京大学出版会 1997年、がある。

3) 秋山前掲論文 98頁、および松村高夫「日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について」『三田学会雑誌』第63巻6号 1970年6月 69頁。

4) 堀和生「日本帝国主義の植民地支配史試論—朝鮮における本源的蓄積の一側面—」『日本史研究』第281号 1986年1月 88頁。

時の人々にどのように受け止められていたのか、その効果はどのようなものであったのか、を検討することによって、アジアにおける「大国」として成長した日本が置かれていた状況を明らかにしようとするものである。

2. 1920年代における失業問題と移民

第1次世界大戦以降に予想された経済的停滞への対策はいまだ確立されていなかったため、1918年6月、政府は内務大臣の諮問機関として救済事業調査会を設置し、対応を協議する体制を整えた。失業問題に関しては、「失業保護施設」が諮問され、1919年、「失業保護要綱」が答申された。答申は全10項目からなっており、以下の通りである⁵⁾。

1. 内務省ニ於テ定期若ハ臨時ニ工業界及労働市場ノ状況ニ関スル報告ヲ徵シ、之ヲ総合シテ地方其他必要ナル向ニ通報シ、労働需給調節ノ資料ニ供スルコト
2. 地方ニ於テハ可成官民共同ノ協議会ヲ組織シ、失業保護ニ関スル実行方法ヲ定メ、必要アル場合ニハ、更ニ方面委員ヲ置キ、調査及実行ニアタラセルコト
3. 都会ニ於テハ公共団体又ハ公益団体ノ経営ニカル職業紹介所設置並ニ拡張ヲ励シ、紹介所相互ヒニ連絡ヲ保ツニ努メシムルコト
4. 事業主ヲシテ左記事項ヲ実行セシムルコト
 - (1) 事業縮少等ノ為従業者ヲ解雇スル場合ハ、時間短縮其他ノ方法ニ依リ可成一時多数ノ解雇ヲ為サザル様努ムルコト
 - (2) 解雇ノ已ヲ得ザル場合ハ、相当期間ヲ置キテ之ヲ予告スルコト
 - (3) 解雇者ニハ相当ノ手当金ヲ支給スルコト
 - (4) 平素ニ於テハ可成解雇手当準備金ヲ蓄積スルコト
5. 政府ニ於テハ失業保護ノ目的ヲ左記事項ニ留意スルコト
 - (1) 道路河川鉄道等ノ諸工事ヲ起シ又ハ繰上ヲナスコト
 - (2) 陸海軍工場其他ノ工業ノ按配ヲナスコト
 - (3) 開墾助成ヲナスコト。公共団体ニ於テモ同様ノ趣旨ニヨリ、工業ノ按配ヲナスコト
6. 失業者ノ種類ニヨリテハ帰農ヲ奨メ、又ハ開墾地植民地並ニ海外ニ移住スルコトヲ勧奨スルコト
7. 失業者ノ移住其他ノ必要ナル場合ニハ、旅費ノ補給、船車賃ノ割引、其他ノ便宜ヲ

5) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑（大正8年版）』1919年 227頁-228頁。

与フルコト

8. 労働者ノ自制ヲ促シ，貯蓄ヲ獎励シ，工業主ヲシテ相等援助ノ方法ヲ講ゼシムルコト
9. 共済組合ノ設置ヲ獎励シ，失業保護ノ設置ヲ努力セシムルコト
10. 前記各号ノ工業ヲ遂行スル為メ必要ナル場合ニハ政府ニ於テ低利資金ノ融通，其他相当助成ノ方法ヲ講ズルコト

全10項目中第6の失業問題解決策として移民獎励が提示され，それを補助するものとして，第7の項目において移動のための旅費その他の便宜を図る可能性が示された。

1922年8月，内務大臣水野鍊太郎より外務大臣内田康哉へ提示された内務省案は，失業対策としての移民獎励（具体的にはブラジルへの移民獎励）について言及している。この内務省案には，失業政策が確立されてゆく過程において，日本人の海外移民がどのような位置づけをもっていたのかを知る上で非常に興味深い記述が見られるので，少し長くなるが引用しておこう。

職業保護ノ道ハ之ヲ国内問題トシテ考フレハ失業保険，職業紹介，官公営事業ノ急施，内地植民等アリト雖モ之ヲ国外問題トシテ觀レハ海外移植民事業獎励ノ如ク重要且ツ緊要ナルハアラサルナリ，思フニ我国ニ於ケル人口問題，失業問題ノ解決ハ之ヲ對外關係ニ求ムルハ最モ策ノ得タルモノニシテ其ノ方法手段ハ慎重ニ考慮ヲ要スル所タリ。南米ブラジル国ハ土地広ク（我本土ノ22倍）天產物無尽藏ニシテ「サンパウロ」州ハ最モ發達シ外国ヨリノ移植民ニ対シ保護ヲ与フルコト厚ク我国ノ移植民トシテ最モ好適ノ地タリ，（中略）移植民地トシテブラジル国ノ好適地タルコト謂フヲ俟タサルナリ。

ブラジル国移植民ノ斯クノ如ク有望ナルニ拘ラズ從来其ノ事業振ハサリシ觀アルハ我カ國民ノ移植民思想ノ幼稚ナルト之カ獎励方法徹底セサルニ依ルト雖モ，政府ノ援助ニ關スル方針確立セサルト戰時好景氣ノ際ノ如キニアリテハ國民多く好景氣ニ レテ海外ニ移住スルカ如キ思ヒヲ致ス者少ナカリシモ因レリ，而シテ今ヤ我カ国情ニ顧ミ人口問題，失業問題処理ノ上ヨリモ海外移植民ノ思想ヲ鼓舞シ内ニ鬱屈セル思想ヲ外ニ転換スル要アルノミナラス，國內ニ不景氣襲來，軍縮ニ因ル失業，行政整理等ノ失業等ニ因リ人心自ラ緊張シ思ヒヲ海外ニ致スノ時ニ於テ一層移植民事業ノ根本ヲ定ムルノ便アリトス，固ヨリ年々增加スル人口ノ調節ト臨時ニ起ル失業保護トヲ移植民事業獎励ニ依リテノミ解決スルコト能ハスト雖モ，内ニ鬱屈スル民心ヲ外ニ転シ雄大ナル

国民誠心ヲ失ハシメサルニ努ムルハ移植民事業ノ根本ニシテ延イテ国民精神ト生活安定トヲ得シムルニ庶幾シト謂フヘキナリ⁶⁾。

上述の内務省案は、失業政策において重要なのは、あくまで、職業紹介所の整備、失業救済事業の実施、および失業保険制度の確立であるが、いまだ未整備であり、その間にも失業状況は悪化しつつあり、人々は閉塞感を抱くようになっており、何らかの対策が必要である。もっとも年々増加する人口による「過剰人口問題」と失業問題とを移民奨励によって解決することは困難であると思われるものの、こうした可能性を提示することは、人々の「鬱屈」した精神を安定させるために必要である、という考え方を内務省がもっていたことをうかがわせる。

このような内務省の方針は、1924年4月1日に設置された帝国経済会議によって議論された。帝国経済会議における重要な議題の1つに、移住・移民先の選定問題があった。会議では、国内の北海道を含め、満州、朝鮮、台湾、南洋方面などあらゆる可能性が追求されたが、満州については、日露戦争後満鉄初代総裁後藤新平が満州経営基本方針のなかで農業移民の重要性に言及して以降、1910年3月の小村寿太郎外相による20年間100万名の対満日本人移民論まで積極的な流れが存在していたが、実態においては、中国人や朝鮮人との低賃金労働と競争することの困難や中国官民による抵抗による治安の問題から不適当とされ、台湾、朝鮮についても同様の経済的メリットのなさから移民先としては適さず、南洋諸島、インドシナ、シベリアに関しても、気候、制度および文化などの違いから多くの移民を送り込むのは困難であることが認識され、比較的の可能性があるのは南米、なかでもブラジルであると判断され、海外への移民先として選定された⁷⁾。政府はブラジル移民に対して渡航費を支給したため、1924年以降、以下の表1に見るように、ブラジルへの移民数は増加していった。

ところで、日本人の海外移民の歴史について簡単に説明しておくと、日本人の海外移民は、1868年の開国と同時に始まった。最初の移民は、153人のハワイへの移民であった。1886年にハワイとの間で「移民協定」が締結されると、多くの労働者がハワイへと渡って

6) 「移植民保護奨励に関する内務省案」1921年8月1日、原口前掲論文「第1次大戦後の移民政策」67頁所収。

7) 原口前掲論文「1924年の移民問題—排日移民法下の帝国経済会議—」15-16頁。

なお、矢内原忠雄によれば、満州在住の日本人数は、1910年の75,219人から1930年の229,700人へと増加したが、そのほとんどが関東州および満鉄付属地に集中しており、他の地域においては1910年に13,285人、1930年においても14,407人であり、ほとんど増加していない。矢内原忠雄『満州問題』1934年 岩波書店 『矢内原忠雄全集（第2巻）』岩波書店 1963年所収 560頁。

いった。1898年、ハワイがアメリカ合衆国に編入されると、「移民協定」によるハワイへの渡航は不可能になり、北米への移民が増加していった。しかし、1907年に結ばれた「紳士協定」により、労働者の移民は許可されないこととなり、1924年にはいわゆる「排日移民法」が成立し、日本人移民の北米への門戸は閉ざされ、日本政府は新たな移民先としてブラジルを奨励することになった⁸⁾。戦間期は日本人の移民史において「奨励時代」とされ、移民政策が最も充実した時代であり、その大半をブラジルへの農業移民が占め、1934年にブラジル憲法によって制限されるまで続き、その後は満州への農業移民が主流となつていったのである⁹⁾。以下の表1および表2を参照されたい。

表1 ブラジル移民者数

年	ブラジル移民者数	年	ブラジル移民者数
1922	986	1931	5,565
1923	797	1932	15,092
1924	3,689	1933	23,299
1925	4,908	1934	22,960
1926	8,599	1935	5,745
1927	9,625	1936	5,357
1928	12,002	1937	4,675
1929	15,597	1938	2,563
1930	13,741	1939	1,314

出所（飯窪秀樹「1920年代における内務省社会局の海外移民奨励策」『歴史と経済』第181号 2003年10月、40頁の表より一部を転載。）

表2 満州移民者数

年	移民者数	年	移民者数
1932	1,557	1939	40,423
1933	1,715	1940	50,889
1934	946	1941	35,774
1935	3,539	1942	27,149
1936	7,707	1943	25,129
1937	7,788	1944	23,650
1938	30,196	1945	13,545

出所（飯窪秀樹「ブラジル移民から満州移民への結節点」『アジアと経営—市場・技術・組織—(下巻)』東京大学社会科学研究所 2002年4月、117頁の表より一部を転載。）

8) S.Ide, 'Japan's Migration Problem', *International Labour Review*, No.6, December 1930, pp.775-778. 「排日移民法」に対する日本政府の対応については、原口邦紘「1924年の移民問題—排日移民法下の帝国経済会議—」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』論創社1997年、を参照。

9) 原口邦紘「第1次大戦後の移民政策—移植民保護奨励施策の立案過程—」外務省外交史料館『外交史料館報』第2号、1988年3月。

こうした政府の移民奨励の動きに呼応するかのように、失業対策としての移民政策研究の必要性も喧伝され始めた。全国産業団体連合会の森田良雄は、

戦後欧州諸国に於ける失業問題の台頭は、各国をしておのがじじその救済、防止策に腐心せしめ、或は職業紹介制度の樹立に、或は失業補償法規の制定に、各種立法的施設の発達を助成したが、一方労働の国際的配分たる移民政策の方面に於ては、そが国際的要素を多分に有つ問題だけに未だ解決を今後に俟つべき分野が余りに多い。しかしながら従来各国間に於ける移民運動の形成は、人口の過多に苦む我国として到底雲煙過眼視するを許さぬものがあるのである¹⁰⁾。

として、参考のため、各国の移民保護、移民取締に関する方策、国際条約、移民団体の活動、といった観点から、本格的な研究の必要性を説いた。しかし、失業対策としての移民は量的な観点からみると、効果は疑問であった。政府は、1923年9月、最初の失業調査としての神戸市における失業状況調査を行い、その経験をもとに、1925年10月、全国24都市において失業統計調査を行なった。調査対象は24都市の2,355,015名であり、失業者数は105,612名、失業率は4.48%であった¹¹⁾。しかし、この失業者数は当時の実感とはかけ離れた「予想外の失業者実数」と考えられており¹²⁾、日本人のブラジル移民による解決策が量的に有効であったとは考えにくい。また、前述したように、1924年からは、社会局がブラジルへの渡航費を支給するようになったためブラジルへの移民者数は増加していったが、移民に伴う支度金や移民後の当面の生活費などについては自費で賄わなければならず、農業移民としてブラジルに渡った人々が本当に失業者であったのかは非常に疑問であり、したがって、失業対策としての移民政策の実効性にも疑問が生じる。

ここで1920年代における移民奨励関連支出と失業対策公共事業を比較してみると、次の表3のようになる。

1925年から、東京、大阪、名古屋、神戸、横浜、京都の6大都市において、冬季限定で行なわれ始めた失業救済事業は、施行当初からおおむね移民奨励関係費を上回っており、1928年度および1929年度においては失業救済事業支出額が下回るもの、その実施時期が冬季に限定されていたことを考慮すれば、失業対策の重点は移民奨励ではなく失業救済事業であったと考えられる。このことは、1929年から、不況が深刻になるにつれてさらに明

10) 森田良雄「失業救済としての移民政策」『社会政策時報』第45号 1924年5月 100頁.

11) 内閣統計局「大正14年失業統計調査報告（第1巻記述編）」1927年 12頁.

12) 『エコノミスト』1926年1月1日号 11頁.

表3 海外移植民関係歳出額および失業救済事業支出額（単位：千円）

年度	海外移植民関係歳出額	失業救済事業支出額
1925	1,098	3,495
1926	1,410	3,446
1927	2,002	3,109
1928	5,539	2,491
1929	5,731	5,530
1930	2,669	23,110

出所（『内務省年報』各年度版、『大蔵省年報』各年度版、および厚生省職業部『昭和13年度失業応急事業』（1939年）、より作成。）

確になってゆく。

失業対策として最重要視されてきた失業救済事業であるが、植民地を視野に入れて考察すると、アジア労働市場と無縁であることは出来なかつたことが分かる。失業救済事業への植民地朝鮮からの流入問題である。表4は失業救済事業における朝鮮人登録者の割合を示したものであるが、1925年に事業が開始されて以来、朝鮮人労働者の割合が一貫して増加していることがうかがわれる。

表4 失業救済事業使用労働者登録状況調

年度	登録者数	内朝鮮人	比率 (%)
1925	24,417	2,920	11.9
1926	29,971	8,230	27.4
1927	25,331	8,452	33.3
1928	33,740	18,675	55.3

出所（福原誠三郎「我国失業状態の観測」『社会政策時報』第108号 1929年9月 219頁、より作成。）

こうした状況について、当時の都市政策学者磯村英一は、

日雇労働者問題が失業問題の中心を為して居る事は既に何人も依存のない所である。然しそれを所謂単なる本邦内部の問題と労働移動の一部と解釈する時に重要な錯誤に陥る。今日6大都市を始めとして全国200有余の職業紹介所を最もよく利用して居るものは決して本邦人に非ずして鮮人労働者である¹³⁾。

と述べ、失業問題対策が日本本国のみで解決されうる問題ではないことを指摘した。また福田徳三は、

13) 磯村英一「本邦都市を中心とする失業問題の帰趨」『社会政策時報』第108号 1929年9月 238頁。

我が国現在に於て行なわるる 6 大都市失業救済事業は事実に於ては一の大なる失業輸入事業である・・・失業に苦しむ我が日本が自ら求めて失業を増加すべく朝鮮から失業を輸入しつつある所以に外ならない¹⁴⁾

と述べ、朝鮮人失業者の内地への大量流入が、失業救済事業の内地労働者への救済を妨げつつある状況を指摘した。また、協調会労働課員秋山斧助は、その原因として最も大きなものとして、植民地朝鮮と内地との賃金格差を挙げている。主な職業についての賃金水準の比較は、表 5 の通りである。

表 5 朝鮮及び内地に於ける労働賃銀比較表

職業	朝鮮	内地
土方	1.30	2.30
仲仕	1.60	2.50
坑夫	1.30	2.20
職工	1.10	1.80
海員	1.00	1.50
雑役	0.70	1.20
農夫（熟練）	0.92	1.64
平均	1.13	1.88

出所（秋山斧助「鮮人労働者と失業問題」『社会政策時報』第 111 号 1929 年 12 月 101 頁。より転載。大阪市社会部調査「朝鮮人労働者問題」による。）

上記の表 5 に基づき、秋山は、

朝鮮に於けると内地に於けるとでは其の同一労働の賃銀に平均 6 割 6 分 6 歩の開きがあるのである。従つて朝鮮の窮民も内地に来れば余程高い賃銀を得る事が出来る訳である。内地に於ける労働者の生活は仮令それが貧しき日雇労働者の生活であるにしても、鮮人の目には高級で人格的自由を享受する愉楽に満ちた文化生活として映ずるのである¹⁵⁾。

と論じた。しかし、政府も対策を講じなかったわけではなかった。政府は、既に述べたように、植民地朝鮮から日本への渡航者を阻止する政策を、失業救済事業を開始した 1925 年から取り始めた。渡航阻止数は以下の表 6 の通りであった。

14) 福田徳三『厚生経済研究』刀江書院 1930 年 210 頁。

15) 秋山斧助「鮮人労働者と失業問題」『社会政策時報』第 111 号 1929 年 12 月 101 頁。

表6 朝鮮人の内地への渡航阻止数

年	渡航阻止数	年	渡航阻止数
1925	3,774	1932	2,980
1926	21,407	1933	3,396
1927	58,296	1934	4,317
1928	47,297	1935	3,227
1929	9,405	1936	1,610
1930	2,565	1937	1,491
1931	3,995		

出所（朝鮮総督府「最近における朝鮮治安状況」1939年、35頁。
より作成。）

さらに、1929年から、失業救済事業への新規登録要件を、扶養家族を有する者のみへと改定した東京市をはじめとして、独身者を排除する傾向が全国的に強まっていったことにより、独身者の多かった朝鮮人渡航者による失業救済事業への登録・就労は減少・停滞していった。その様子は表7の通りである。

表7 失業救済事業登録者における朝鮮人の割合

年度	合計	朝鮮人	割合 (%)
1929	40,115	15,545	38.8
1932	171,489	38,605	22.5
1933	151,062	33,585	22.2
1934	101,658	22,652	22.3
1937	37,190	7,953	21.4

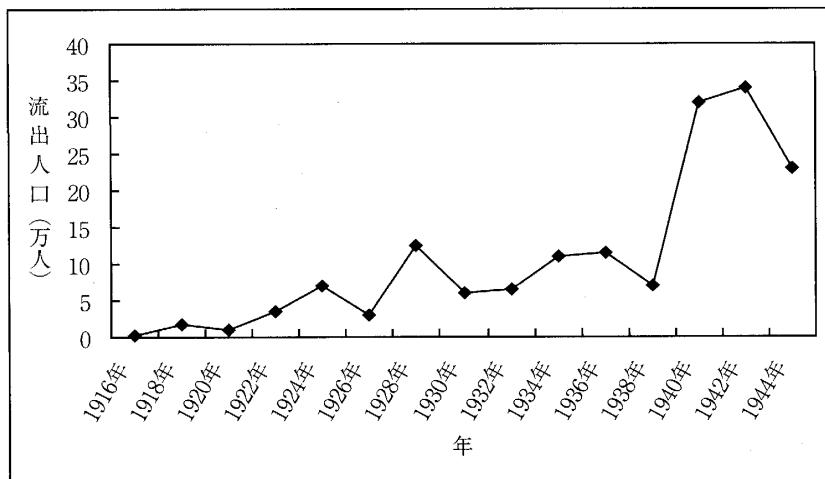
出所（加瀬和俊『戦前日本の失業対策—救済型公共土木事業の
史的分析—』日本経済評論社1998年 142頁。）

上記のような渡航阻止政策および失業救済事業への朝鮮人の登録・就労制限政策は、日本への朝鮮人の流入の動向にいかなる影響を与えたのだろうか。正確な流入数の把握は困難であるが全体の動向は以下の表8のようになる。それまで増加傾向にあった日本への流出人口は、渡航制限によって一定の歯止めがかけられ、以降安定傾向になることが見て取れる。

こうした内地における朝鮮人排除の方向性は、次第により積極的な方策の提言につながっていった。例えば、秋山斧助は次のように述べる。

（本来は）彼等の郷土をして彼等の安住の地たらしむるを第一義とすべきも、然も猶雄心勃勃として押へ難き徒は、内地人に対する同様の立場から之を海外諸外国に対して移植すべきである。其の一策として満州若くはシベリヤに移植して彼等をして国際的進出の第一線に押立てる事である。之は所謂「失業の輸出」と称せらるるもので

表8 朝鮮人の対日本流出人口



出所（堀和生「日本帝国主義の植民地支配史試論—朝鮮における本源的蓄積の一側面—」『日本史研究』第281号 1986年1月 86頁。の図より一部を転載、朝鮮総督府『朝鮮統計年報』による。）

あるが、日本の人口過剰問題はどうしても之を国際的に解決しなければならぬ余儀なき事実に鑑みて、先ず近距離運動として鮮人を此の方面に大々的に然も組織的に移住せしむるべきである¹⁶⁾。

日本人失業者を満州へと移民させる政策は成功しなかったが、その「代行者」として朝鮮人を満州へ移住させることによって内地の失業問題を解決しようとする考え方は、1927年以降の中国側の在満朝鮮人への圧迫の強化により困難に直面することになるが、1931年9月の「満州事変」以降、急速に促進されてゆくことになるのである。

3. 1930年代における失業問題と移民

1931年9月18日、満州事変が勃発し、翌1932年3月1日、日本の傀儡国家として「満州國」が成立した。おりしも世界大恐慌の時期であり、失業問題解決策としての日本人の満州移民が期待されるようになった。拓務省は、加藤完治による「満蒙六千名移民案」をもとに拓務省案を閣議に諮ったが、蔵相高橋是清によって拒否された。理由は、第1に満州の治安不良による移民定着の困難であり、第2に従来の満州移民の失敗であった。第1の点については、後に関東軍案と結合され、武装移民として結実する。第2の点は、日本人

16) 秋山前掲論文 119-120頁。

の賃金および生計費が在満州中国人に比べて格段に高いため、日本人による農産物などの生産コストが高騰し、中国人経営者との市場競争で勝ち目がないことによるものであり、1920年代の移民地の選定の際に取り上げられたのと同様のものであった¹⁷⁾。同時代の植民学者矢内原忠雄も、

日本人移民の生産物は概して一般満州人農民の生産物と同じ種類のものなるべく、その限りに於て之と同一市場に於て価格競争を為さねばならぬ。然るに市場に於て同種商品の供給上満州人農民の生産物が圧倒的数量を占むる以上、該商品の価格は満州人農民の生産費に於て規定せられる。然るに日本人移民は満州人に比して一般に移住開拓の創始に際して資本的支出を多く要するのみならず、移住後の生活維持費に於ても満州人よりは平均的に高く、従って少くとも労賃に関する限りその生産費は満州人の平均よりも高いであろう¹⁸⁾。

と述べ、従って、

満州は日本人農民及労働者の移住地としては好適なる社会的経済的条件を備へざるものとは言はねばならない¹⁹⁾。

と結論づけていた。

関東軍案と結合された拓務省案は、1932年からの日本人試験移民という名の「武装移民」として推進されていった。その中心は在郷軍人であり、人数的にも少数であり、前掲表2が示すように、いまだブラジルへの移民者数を下回っている。したがって、将来的な可能性は別にして、失業問題を移民によって解決するというものではなかったと言えよう。また、1934年4月には、こうした日本人の「武装移民」による土地収奪に対する在満中国人農民による抵抗（いわゆる「土竜山事件」）が勃発し、関東軍特務部は、同年11月から12月にかけて「第1回移民会議」を開き、その答申に基づき1936年6月、満州新京に「満州拓殖株式会社」が設立され、その補助機関として移民事業の宣伝、大量募集の促進のため

17) 浅田喬二「満州農業移民政策の立案過程」『日本帝国主義下の満州移民』龍溪書舎 1976年 29-30頁。

18) 矢内原前掲書 566-567頁。

19) 同 569頁。

「満州移住協会」は1935年11月、日本に設立された。1936年4月には、関東軍主催により「第2回移民会議」が開催され、同年5月、関東軍司令部の「満州農業移民百万戸移住計画案」が作成され、日本人の満州移民は本格的に推進されてゆくことになり、その数もブラジルへの移民を上回ってゆく。

日本人の満州移民は、その後1937年5月に「満州農業移民二十ヶ年百万戸計画」を基にして拓務省が発表した「第一期計画実施要綱」により、1937年から1941年までの5年間に10万戸を移民させる計画が策定され、日本人の農業移民が国策として送り込まれるようになり、移民者数は1935年までの「試験移民期」に比べて飛躍的に増大したが、長期的に見ると良好な成績であったとは言えない。現実には、5年間のうちに、集団移民27,461戸、集合分村移民8,150戸であり、1938年から始まった満蒙開拓青少年義勇隊による54,374人などを加えて、ようやく計画数を「達成」したにとどまつたのであった。その後は、戦争の激化とともに、移民数は1941年から減少に転じ、やがて移民事業自体が崩壊していった²⁰⁾。

それに比して、満州への朝鮮人の大量移民は政策当局によって大きく期待されることとなつた。東京市社会局職業課長篠崎國男は次のように述べている。

現在に於て考慮すべき第一の要件は在来内地に移住し来たつた、又來たりつつある朝鮮人労働者、就中農業に従事するものを大量に新満州国に向かつて移住せしめる事である。之は一面に於て現在悲惨なる境地にある鮮農の救済になると同時に内地労働者の失業緩和の一助となることは疑を容れざることである。今日内地労働者が鮮人労働者の無限の進出に依つて圧迫を受けつつあることは識者の夙に認める所である。今日に於て之が対策を考慮することなくしては遂に日本に於ける排鮮問題の勃発ともなり将来由々しき大事を引起す虞があろう。幸ひ新満州国は外国人の帰化を歓迎し、その國人としての平等の権利を与ふ可き事を建国の当初に於て声明してゐる。歴史を持ち伝統を尊ぶ内地人が如何に極東の楽天地とは云へ満州の地を永久の墳墓とす可きものは限られたるものと云はねばならぬ。況や既述の根本要件の存在は一層内地移民を不適当とするのであるから、今日第一の対象としては先ず朝鮮人の満州移住を続行することである。

今日に於て十萬の内地人の家族を満州に移住せしむるよりも五萬の朝鮮人を之に代らしむる方が実施方法として容易であり、失業対策としても亦た遙かに効果多きものと確信するものである。

20) 松村高夫「日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について」『三田学会雑誌』63卷6号 1970年6月 83頁.

日本人の満州移民の可能性には否定的であった矢内原忠雄も、朝鮮人に関しては以下のように述べている。

朝鮮人の生活程度は日本人より低く、従って財政的補助を要すること少く満州へ移住し得る。故に恐らく朝鮮人のために特に大規模なる集団的移住地を設くる等の必要なく、土地所有若くは利用の権利を確実ならしめたる上自由移民を原則として入満を認むる時は、或は独立の農業経営者として、或は日本人の集団移住地に対する労働力の補給者として役立つであろう²¹⁾。

朝鮮総督府も次のような見解を示し、朝鮮人を満州へと移動させることについて積極的な姿勢を示していた。

朝鮮内に溢るる人口を西北鮮並に満州方面に農業移民又は労働者として移動せしむることは獨り朝鮮自体の為たるのみならず満州開発の一大原動力たることを得べく又内地渡航朝鮮人労働者の数をも減少せしむこととなり帝国現下の人口問題解決上極めて有効なる施設たるを疑はず²²⁾

こうした動向を反映し、1934年10月30日、政府は以下のような「朝鮮人移住対策ノ件」を閣議決定した。

朝鮮南部地方ハ人口稠密ニシテ生活窮迫セル者多数存シ之カ為南鮮地方民ノ内地ニ渡航スル者最近極メテ多数ニ上リタダサヘ甚シキ内地人ノ失業及就職難ヲ一層深刻ナラシムルノミナラズ從来ヨリ内地ニ在住セル朝鮮人ノ失業ヲモ益々甚シカラシメツツアリ又之ニ伴イ朝鮮人關係ノ各種犯罪、借家紛議其ノ他各般ノ問題ヲ惹起シ内鮮人間ニ事端ヲ繁カラシメ内鮮融和ヲ阻害スルノミナラス治安上ニモ憂慮スヘキ事態ヲ生シツツアリ

之ニ対シテハ朝鮮及内地ヲ通シ適切ナル対策ヲ講スルノ要アリ即チ朝鮮人ヲ鮮内ニ安住セシムルト共ニ人口稠密ナル地方ノ人民ヲ満州ニ移住セシメ且内地渡航ヲ一層減少スルコト緊要ナリ²³⁾

21) 矢内原前掲書 571頁.

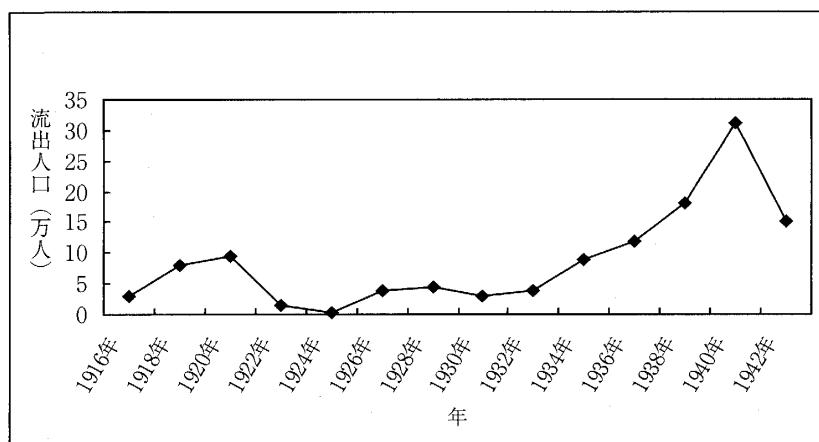
22) 朝鮮総督府「朝鮮人口問題対策」1933年 4頁.

23) 「朝鮮人移住対策ノ件」1934年10月30日閣議決定 国立公文書館所蔵史料A68-Z-17.

として、（1）朝鮮内において朝鮮人を安住させるための措置をはじめとして、（2）朝鮮人を満州および北部朝鮮に移住させる措置、（3）朝鮮人の内地渡航を一層減少させること、（4）内地における朝鮮人の指導向上および内地融和を図ること、が決定された。この決定は、日本の失業問題を中心とする社会問題を、朝鮮人の移動を統制することによって、内地、朝鮮、満州を視野に含めた国際的観点から解決していくこうとするものであった。

では、こうしたなかで実際の満州への朝鮮人の流出はどのような傾向を示したのであろうか。以下の表9は、安定的に推移していた満州への朝鮮人の流出が、1932年以降増加傾向をたどっていったことを示している。これは、前掲の表8が、1932年以降、日本への朝鮮人の流入が安定的に推移してきたのとは対照的である。このことは、日本が満州事変とその後の政策によって、日本への朝鮮人の流入を満州へ転化していったことを示している。

表9 朝鮮人の対満州流出人口



では、朝鮮人たちは何故満州に移民していったのであろうか。以下の表10の調査結果はそれを明らかにしている。

上記調査によれば、移民の動機は圧倒的に植民地朝鮮における経済的困難にあったことが分かる。では、かれら満州に移民した朝鮮人たちは、もともとどのような職業に従事していたのであろうか。このことについて、拓務省の資料は以下のように述べている。

満州内の朝鮮人總都市人口は現今約四万人と推算するも敢えて異算にあらざるべし。此の数を満州内の朝鮮人總人口八十万に比較せば、五%に過ぎざる甚だ僅少なる数なるを以て、満州の朝鮮人人口は殆ど全部が農村に在りと言ふも過言にあらず。

満州内朝鮮人の農事に向ふ特殊的、職業的傾向は全然吾人の調査と合致するを以て、朝鮮人總数の約九十%が農夫なるを知るべし、のみならず吾人は移住人の職業的分布

表10 満州における朝鮮人移住者の移住動機および理由

原因および理由	絶対数	総対数 (%)
本国において経済困難に因り	30	14.9
家に金銭なき為	33	16.4
生活難の為	72	35.8
衣食に困難なる為	2	1.0
本国において事業失敗の為	24	12.0
旅行の結果にて	2	1.0
本国の政治的理由にて	7	3.4
満州において農業經營の為	18	9.0
満州において金儲けの為	11	5.5
本業に成功せん為	1	0.5
親族に隨い	1	0.5
総計	201	100.0

出所（拓務大臣官房文書課『満州と朝鮮人』拓務調査資料第三篇
1933年8月 106頁. より作成。）

を調査するに當り前記二百一戸が満州に到着する以前の職業を調査するに、其の中百七十三名は農夫、十九名は某種の商人、四名は工業者、一名は製粉業、四名は報告なし、此の数字は移住者の八十六%が真正なる農夫にして、彼等が移住するや直に故郷に於て従事せし農業に従事するに至ることを示せり²⁴⁾。

こうした事情について、大阪朝日新聞に連載された、特派員廣岡知男による「朝鮮の経済」と題した特集記事は、以下のように述べる。

朝鮮における工業の発達が近年まで遅々として揃らなかったのは朝鮮総督府の施政が最初から農業本位であり、工業方面の調査、研究が閑却されていたために、朝鮮の包蔵する各種の資源が一般に認識されるにいたらなかったこと、および総てに立遅れた鮮内工業が先進地方の製品からうける圧迫によって順調に伸び得なかつたこと等の理由にもとづくものである²⁵⁾。

として、以下の表11のような内地との経済構造の比較を行なった。

24) 拓務大臣官房文書課『満州と朝鮮人』拓務調査資料第三篇 1933年8月 126-127頁.

25) 『大阪朝日新聞』1935年6月12日.

表11 朝鮮および内地における生産額内訳

	総額（千円）	農業生産額割合（%）	工業生産額割合（%）	その他の割合（%）
朝鮮（1933年）	1,505,800	61.1	24.4	14.5
内地（1932年）	9,674,100	23.5	62.5	14.0

出所（『大阪朝日新聞』1935年6月12日より作成。）

そして、こうした経済構造と人口移動について、以下のような考察を行なっている。

朝鮮は内地に比較して人口が稀薄である。昭和八年度における朝鮮人口密度は、一平方キロメートルにつき平均九四・二人、最高の慶尚南道でも百七二・六に過ぎず、昭和五年の国勢調査時における本州の二一人に比べても遙に低い。それにも拘わらず、朝鮮人が出口さえあれば物凄い勢いで外部に溢流しようとしているのは、急速な人口増加に経済的発展が並行しないからである。（中略）この窮状こそ農村の男女をして満州へ、内地へ、都市へと流動せしめている原動力である²⁶⁾。

このような窮乏状況は、朝鮮における失業状況にどのように影響していたのであろうか。朝鮮総督府による失業調査は、表12の通りである。

表12 植民地朝鮮における朝鮮人の失業

調査時期	調査人数	失業者数	失業率（%）
1931年11月	232,815	34,951	15.0
1932年6月	1,336,259	163,512	12.2
1933年6月	1,278,541	131,683	10.3
1934年10月	993,550	94,919	9.6
1935年10月	1,002,847	79,214	7.9
1936年10月	1,025,565	74,699	7.3
1937年10月	1,051,100	56,440	5.4

出所（朝鮮総督府『朝鮮に於ける失業調査』1932年10月、『調査月報』第5卷第4号 1934年4月、第6卷第3号 1935年3月、第7卷第8号 1936年8月、第8卷第6号 1937年6月、第9卷9号 1938年9月。より作成。）

表12は、朝鮮人の満州への移民数が前掲の表9のように増加してゆくにつれ、植民地朝鮮における過剰労働力人口が減少し、世界大恐慌からの回復という国際的潮流と相まって、

26) 同 1935年6月13日。

失業率が下がっていったことを示唆しているが、内地日本における失業状況が好転してきたとされる1935年以降においても、いまだ7%台と高く、朝鮮における窮乏状況の深刻さをうかがわせている。

その後、朝鮮人の満州への移民は、朝鮮総督府によって創設かつ運営された1936年9月設立の「国策会社」満鮮拓殖株式会社によって、より集団的・計画的に推進されてゆくことになり、前掲表9に見られるようにさらに移民数が増加してゆくが、その頃には、日本の失業問題は解消に向かっており、移民の性質も国防という軍事的な色彩が強くなっており、失業問題解決策としての移民政策とは性格を異にするようになっていた。こうして増加してきた朝鮮人の満州への移民も、1941年から太平洋戦争が勃発し、それに伴う戦時体制への移行によって内地における「労働力不足」が顕在化してくると激減し、満州への朝鮮人移民政策は終焉を告げることとなった²⁷⁾。

4. おわりに

失業対策としての移民は、第1次世界大戦期から喧伝され始めた。当時日本がかかえていた「過剰人口問題」を解決する方策として盛んに議論された。しかし、日本人に関しては、満州への移民は成功しなかった。より生活条件の不安定かつ低い地域への移民が困難であるという経済的な事情によるものであった。ブラジルへの移民は、北米への移民が制限されていく中で妥協案として浮上したが、実効性があったかについては疑わしく、失業問題への対応としては、1925年10月から始まった失業救済事業のほうが重視された。しかし、その失業救済事業は、日本人よりも在日あるいは植民地からの流入朝鮮人によって多くの就労者が占められるという問題点を抱えたものであった。そのため、政府は、朝鮮人の渡航制限や失業救済事業への就労条件の厳格化によって朝鮮人失業者の排除を推進していった。それはやがて、植民地朝鮮の朝鮮人の流入圧力を減じるため、朝鮮人を満州へ移民させる政策を推進すべきであるという論調を呼ぶことになり、1932年に「満州国」が成立すると、その政策は具体化されていった。日本の失業問題は、アジア全体の労働市場を巻き込んだ国際的なものであったのである。

1930年代前半においても、日本人の満州への移民は限定的なものにとどまったが、朝鮮人の満州移民政策はより強化されたものとなっていった。それはやがて、政府や朝鮮総督府、国策会社などによって、より組織的かつ大規模なものとなっていったが、1935年を境

27) 松村前掲論文「日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について」 83-87頁。

戦間期日本における失業問題とアジア労働市場（加藤道也）

にして、日本における失業問題が沈静化してくるにつれ、失業対策としての性質とは異なるものとなっていました。

こうした失業対策としての移民政策が、当時植民地を持っていた西欧諸国といかなる共通点・相違点をもっていたのかについて比較検討することが、日本の政策を国際的文脈で理解するためには不可欠であると考えられるが、その点については今後の課題としたい²⁸⁾。

28) 例えば、イギリスに関しては、W.R.Garside, *British Unemployment 1919-1939*, Cambridge University Press, 1990, Chapter 7. が、失業政策としての移民が議論され、政策として行なわれたが、効果はなかったことを明らかにしている。